Legal professional corporation
GRACE
News Letter
2015.05 vol. 17

CONTENTS

●法改正コラム	会社法改正「親会社による子会社株式の譲渡」	弁護士	森田博貴
●特別コラム	マイナンバー法とは	弁護士	大武英司
●助成金コラム	地域雇用開発奨励金《第2弾》	事務員	湯田えり奈
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ/事故チームからのお知らせ		
●事務員コラム	商品・サービス紹介編「株式会社城山ストアー」	事務員	湯田えり奈

TOPICS 法改正コラム

第5回　民法改正5　会社法改正
－親会社による子会社株式の譲渡－

弁護士
森田 博貴

先月に続き会社法改正、特に「親会社による子会社株式の譲渡」に関する改正情報をお伝え致します。

1. 現行法の内容

会社法には、財産処分として、①事業譲渡、②重要な財産の処分、③軽微な財産処分の3つの態様が存在し、それぞれ規制の内容が異なります。なお、事業譲渡とは、顧客やノウハウ等を含めた組織の売却をいいます。さて、上記3種の財産処分に対する規制は、以下のとおりとなります。

①事業譲渡…株主総会の特別決議
②重要な財産の処分…取締役会決議
③軽微な財産の処分…特になし（代表取締役の業務執行の一環）

そして、今回のテーマである「子会社株式の譲渡」がどれに当たるかですが、現行法では不明確ながら、②、場合によっては①というのが一般的な見解です。

2. 改正の重要ポイント

しかしながら、この度の改正により、以下2点の要件に該当する場合、子会社株式の譲渡が①と同様、株主総会の特別決議を要することとなります。

（ア）譲渡対象となる子会社株式の帳簿価額が親会社の総資産額の5分の1を超えること
（イ）当該株式譲渡により、親会社が当該子会社の議決権総数の過半数保持を喪失すること

ここでいう、（ア）とは、譲渡対象となる子会社株式が親会社にとって重要な資産であること、（イ）とは、当該譲渡によって親会社が当該子会社の経営権を失うことを意味しております。

この法改正は規制の厳格化を意味しますが、その趣旨としては、子会社株式の譲渡が実質的に親会社による事業譲渡と類似することと、先月のコラムで申し上げたのと同様ガバナンス（企業経営者の監視）に対する一般的な意識の高まりが挙げられます。

3. 株主総会特別決議と反対株主の株式買取請求

最後に、上記要件を満たす子会社株式譲渡の具体的な手続をご説明致します。
まず、親会社において株主総会特別決議が必要となる点は既に述べたとおりです。なお、株主総会特別決議とは、議決権行使可能な株主の過半数が総会に出席の上、出席者保有の議決権総数の3分の2以上の賛成を要する株主総会決議をいいます。

次に、この株主総会特別決議を有効に成立させたものの、株主の中に反対者が存在した場合、この反対株主は、親会社に対して自分が有する親会社株式を公正な価格で買い取るよう請求する権利を有します。この請求がなされた場合、当該親会社は、これを買い取る義務を負うことになります。

特別コラム　-マイナンバー法-

マイナンバー法とは

弁護士
大武 英司

先月まで下請法コラムの連載を続けておりましたが、来年1月から制度運用が開始されるマイナンバー法について今月から来月にかけて触れることと致します。なお、下請法の連載はその後再開致します。

皆様、「マイナンバー法」という法律を耳にされたことがあるでしょうか。最近になって、新聞等でもこの法律についての記事を見かけることが非常に多くなっております。「マイナンバー法」とは、平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のことをいい、「番号法」との呼称が使われる場合もあります。

この度、マイナンバー法について触れさせて頂くこととしたのは、来年1月から制度運用が開始される予定となっているためです。制度運用に先立ち、今年の10月には皆様に各自の番号が記載されたカードが市町村から送られてきます。いったいそのカードがどのような意味を持つのか突然送られてきても困惑するでしょうし、個人情報の保護が叫ばれる中、個々に付与されたナンバーをどのように用いるべきなのか分からない方も多いかと思います。

このマイナンバー法に基づく制度運用は、およそ全ての法人様・事業主様だけでなく、そこで勤務される全ての従業員の方々が対象となりますので、「自分は関係がない」と無関心でいる訳にはいかないのが現状です。

まず、法人様・事業主様の立場から見れば、マイナンバーが個人を特定するために幅広い分野で今後利用されるもので、特に重要な個人情報となることから、その扱い方次第では、非常に大きなリスク要因となります。
他方で、全ての従業員様の立場から見れば、従前の税・社会保障分野の主だった手続において氏名や住所が必須項目であるのと同様、マイナンバーそのものが必須項目となり、マイナンバー未記載の届出が原則できなくなるほど重要なものとなります。

いずれにしましても、マイナンバーの運用開始は、企業経営をされる方々だけでなく、全ての皆様の日常生活においても多大な影響を与えるものであることをご認識頂く必要がございます。

そこで、当初予定しておりました第2回下請法セミナーを11月に行うこととし、急遽7月23日に『施行日迫る!全国民が対象となる「マイナンバー法」とは?』と題して、マイナンバー法のセミナーを開催することと致します。先に述べましたとおり、全ての事業主様、従業員様ひいては全国民の皆様に関係する内容ですので、皆様には積極的にご参加頂きたく存じます。同セミナー開催に関する日時等は本誌巻末「グレイスニュース」にてご確認ください。

次回は、このマイナンバー法における、より具体的な注意事項について触れる予定です。

セミナー・講演実績

4月22日に開催致しました第1回下請法セミナーでは、下請法が業務委託契約全般にわたり問題となる法律であること、親事業者が禁止されている行為にはどのようなものがあるかについてご説明させて頂きました。親事業者・下請事業者双方の立場からご意見を頂戴致しましたが、このように立場によって下請法をどのように利用すべきかが全く変わってきます。このセミナーを機に、双方の立場から下請法をどのように企業防衛に役立てることができるのかご一考される機会として頂ければ幸いです。第2回の下請法セミナーにも是非ご参加下さい。

助成金コラム　-助成金の紹介-　vol.5

地域雇用開発奨励金《第２弾》

事務員
湯田 えり奈

企業の創業にも使えるのです！

皆様、こんにちは。助成金・補助金担当の湯田です。
助成金・補助金の活用について毎月ご紹介しておりますが、しっかりと届き始めておりますでしょうか？
本誌 15 号でご紹介した『キャリアアップ助成金』は非常に関心を持って頂いており、多くのお問合せを受けております。複数の企業様の『キャリアアップ助成金』の受給に向けたお手伝いもさせて頂いております。
新年度を迎え、企業様から「こんな事業には何か使えるものありますか？」とのお問合せを頂き、近くで共に歩ませて頂く感謝の日々でもあります。

さて、既に南日本新聞等でご存じの方もいらっしゃると思いますが、当事務所は、別会社として新たにコールセンターを設立致しました。
このコールセンターは、法律事務所向けのコールセンターであり、全国の法律事務所を対象に、インバウンドのコールセンターサービスを提供する株式会社です。

名称『株式会社 Belldan（ベルダン）』

当然、この『株式会社 Belldan』の創業に伴い、利用できる助成金・補助金を探すのも私の仕事です（笑）。
中小企業庁管轄の『創業補助金』（※）もあります。もちろん、この『創業補助金』の申請も行ないました。
しかしながら『創業補助金』は、中小企業庁が審査を行い、採択されたものだけに支給されるため、ハードルが非常に高く、申請のうちの５分の１程度しか採択されないという話もあります。そこで、もっと活用しやすい助成金・補助金を探していたところ・・・。

ありました !!
既に本誌 13 号で当事務所の増床に伴って利用する助成金としてご紹介致しました厚生労働省の『地域雇用開発奨励金（助成金）』です。

この助成金、なんと創業にも使えるのです。要件を満たし、正しく手続きを行なうことで必ず支給される非常に良い助成金ですので、**創業時にも使える助成金**として、再度ご紹介します。

※創業補助金：中小企業庁
新たな創業を行なう者へ経費等の一部（補助額 200 万円、補助率３/２）を補助する制度

補助内容（支給額・要件）

【支給額例】計画書提出時［計画期間 (最長 18 か月)］
《参考例１.》
①事業所の設置・設備費用及び賃料を含める設備投資費用が 300 万円以上 1,000 万円未満発生する場合
②要件を満たす対象労働者を新たに３人～４人雇い入れる場合
→ **支給額 50 万円 / 年　最大３回（最大 150 万円）**
《参考例２.》
①事業所の設置・設備費用及び賃料を含める設備投資費用が 300 万円以上 1,000 万円未満発生する場合
②要件を満たす対象労働者を新たに５人～９人雇い入れる場合
→ **支給額 80 万円 / 年　最大３回（最大 240 万円）**

設置・整備に要した費用及び雇い入れた労働者の人数に応じて、計画届等の内容を審査後に１回目が支給されます。その後、事業所において対象労働者数の維持や定着などの２回目・３回目の支給要件を満たしますと１回目と同額が支給されます。
※創業の場合は、新たに法人の設立や個人事業の開業を行なう中小企業主であることなどの要件が必要となります。

さらに、株式会社 Belldan は、この助成金と『キャリアアップ助成金』を併用していきます。
そうなのです !! 『地域雇用開発奨励金（助成金）』と『キャリアアップ助成金』は、併用出来るのです。いずれも、要件を満たせば必ず支給される助成金であるため、非常に活用しやすい組み合わせとなります。創業はリスクを伴いますが、このような助成金を組み合わせて活用することで、リスクを最小化させることが出来ます。

『地域雇用開発奨励金（助成金）』は、計画書提出から実際に支給されるまで、長い期間が必要となりますが、創業を検討される企業様（もちろん、既にご紹介したとおり、創業ではなく、既存事業でも使えます）は、是非ご相談ください。
当事務所がお手伝いをさせて頂きます。

《参考サイト》厚生労働省　地域雇用開発奨励金（助成金）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

GRACE NEWS

＼法人・事業主向け／

セミナー開催のお知らせ

４月２２日開催の第１回下請法セミナーでは、多くの法人・事業主様にご参加頂き、好評のうちに終了致しました。ご参加くださいました皆様、誠にありがとうございました。
さて、次回・次々回のセミナー開催予定日時等をお知らせ致します。
各回とも、奮ってご参加ください。

詳しくはこちら

※本誌15号にてお知らせしました内容に一部変更がございますのでご注意ください。

施行日迫る！全国民が対象となる「マイナンバー法」とは？

日時：7月23日(木)　18:30〜20:30　　会場：未定

※応募が殺到する場合がございますので、お早めのお申し込みをお勧め致します。

下請法が掲げる禁止行為「親事業者のこんな行為はＮＧ！」

日時：11月26日(木)　18:30〜20:30　　会場：未定

定　　員：30名（予定）
講　　師：大武　英司
対　　象：法人・事業主
参 加 費：顧問先様は無料
　　その他法人・事業主様は１万円(税込)
申込期限：開催日１週間前まで

参加申込お問合せ　☎099-822-0764

特典　セミナーご参加の法人・事業主様に限り、**各種法律相談 30 分無料**（通常 5,400 円）　＊セミナー参加後、別途ご予約が必要となります。

＼事故チームからのお知らせ／

ホームページ続々更新中！

頭部外傷後の後遺障害や耳寄りコラムなど、交通事故に関する役立ち情報を随時発信中。
頭部外傷についてはこちら　WEB　http://www.kagoshima-kotsujiko.com/120/

事務員コラム
商品・サービス紹介編

事務員 湯田　えり奈

本コラム初登場です。今月は、「遊覧船クイーンズしろやま」を運営する株式会社城山ストアー様をご紹介します。

VOL.7
株式会社城山ストアー

「帆船型遊覧船クイーンズしろやま」で錦江湾クルーズを運営するのは城山ストアーさんであることをご存じの方も多いと思います。「しろやま」は今月22日に初就航から10周年の記念日を迎えます。既に利用客数は5万人を超えていて、鹿児島市民や観光客に長く愛されてきたことを感じます。

遊覧クルージングは1日2便運航しており、雄大な桜島を間近に望みながら、穏やかな錦江湾に広がる美しい景色をのんびりゆったり楽しめます。野生のイルカたちに遭遇することもしばしばですよ。また、食事付クルージングもあり、ご家族連れや特別なパーティーなどにも最適ですね。

さて、この GW には10周年を機に新たな航路を初就航されました！日本で最初のハネムーンとされる『“龍馬とお龍” 霧島への船旅』を再現するクルーズです（運航は不定期）。龍馬が乙女姉さんに宛てた手紙などから推定されるのは現在のボサド通り辺りから隼人の浜ノ市港までのようで、再現船旅でクルージングに更なる磨きを掛けようとの意気込みを感じました。

現在、桜島・錦江湾や霧島が世界ジオパーク認定に向けた取り組みが進んでいますが、それらとも連動することになれば良いですね。今回の新路線の初就航も霧島市観光協会とタイアップしてのお披露目でしたから、新しい観光資源としての期待も大きいです。城山ストアーさんの地域貢献となる取り組みを、これからも応援したいと思います。

魅力いっぱいの錦江湾クルージング！

- 遊覧クルージング（10時・16時出航）1,500円(税抜)／所要時間60分
- ランチクルージング（12時出航）3,000円(税抜)／所要時間90分
- ディナークルージング（18時出航）5,000円(税抜)〜／所要時間120分

※全て事前予約が必要です。
詳しくはお電話またはWEBよりご確認下さい。
http://shiroyamastore.com/queens_shiroyama

DATA
Shiroyama 株式会社城山ストアー
鹿児島市下荒田2丁目50番1号
TEL 099-213-0004
WEB http://shiroyamastore.com

『商品・サービス紹介』は随時募集しております。企業間のビジネスマッチングの場としての効果も期待できますので、是非ご活用ください。

ご存知ですか

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか？

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など
http://ameblo.jp/kote-law/
《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など
http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/

ブログ随時更新中です

アメブロ　弁護士法人グレイス　検索
〈当事務所ＨＰからもアクセス可〉

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！新規予約専用ダイヤル　☎0120-100-129

受付時間：平日9:00〜18:30
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります

弁護士法人グレイス
E-mail info2@grace-law.jp
http://www.kotegawa-law.com
〈鹿児島事務所〉
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1アルボーレ鹿児島6階
Tel 099-822-0764　Fax 099-822-0765
〈東京事務所〉
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43西麻布3243
Tel 03-6432-9783　Fax 03-6432-9784